

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 10 月 1 日

香陵住販株式会社

2022年10月1日

茨城県水戸市南町2丁目4番33号
香陵住販株式会社

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社KASUMICを吸収合併消滅会社とし、2022年10月1日を吸収合併の効力発生日とする2021年11月18日付吸収合併契約に基づき、吸収合併を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求、債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求、反対株主の株式買取請求

当社は、吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを保有していたため、いずれの請求についても該当事項はありません。

(2) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2022年6月16日付で官報に公告を行うとともに、同日より電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

当社に対して、差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、2022年6月16日より電子公告を行いました。請求行使期限までに株主から買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、2022年6月16日付で官報に公告を行うとともに、同日より電子公告

を行いました。が、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙をご参照ください。

6. 会社法第 921 条の変更登記をした日

2022 年 10 月 3 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

別紙

会社法第782条第1項の規定により株式会社KASUMICが備え置いた書面に記載された事項

次頁以降に記載のとおりとなります。

なお、会社法施行規則第200条の規定に従い、別紙1の吸収合併契約の内容は除いております。

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定する
事前開示書面)

2021年11月18日

株式会社K A S U M I C

2021年11月18日

茨城県つくば市桜1丁目2番地
株式会社KASUMIC

当社を吸収合併消滅会社、香陵住販株式会社（茨城県水戸市南町2丁目4番33号）を吸収合併存続会社とする合併手続に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約

別紙1のとおり、2021年11月18日付で、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項

吸収合併存続会社である香陵住販株式会社は、当社の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行われません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

別紙2をご参照ください。

5. 吸収合併存続会社の重要な後発事象に関する事項

吸収合併存続会社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 当社の重要な後発事象に関する事項

当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

7. 債務履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日時点における吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

事業報告

2020年10月1日から

2021年9月30日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いているものの、基調としては持ち直しており、企業収益や業況感は全体として回復傾向となりました。しかしながら、ワクチン接種の進展や新薬の提供といった光明がある一方、変異ウイルスによる感染拡大という新たな問題の発生もあり、その収束時期ははまだ見通せないことから、景気の先行きについて依然として不透明な状況が長期化しております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、賃貸市場は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業の人事異動や雇用に一時的な停滞があったものの、その後は回復基調にあり需要は安定化へと推移しております。販売市場は、政府による住宅取得支援策や低金利の住宅ローンなどにより住宅取得環境は依然として良好であり、新設住宅着工戸数は、2021年初め頃までは横ばい圏内の動きが続いているものの3月以降、増加傾向となっております。また、テレワーク需要の高まりによって郊外立地の戸建住宅が好調に推移する一方で、東京都心のオフィス需要は減少し空室率が高くなるなどの動きも出ております。そのような中、当社の自社企画投資用不動産においては、鉄筋コンクリート造の物件に加え、小型の木造賃貸住宅の用地取得、建設にも注力してまいりました。当社グループにおいては、全体の賃貸管理戸数が20,444戸、駐車場台数が8,505台となったことで安定収益基盤が強化され、グループ化した株式会社KASUMICとのシナジー効果により、物件情報の収集、仲介件数の拡大、管理物件の入居率向上及び管理戸数の更なる拡大が可能となっております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は7,799,150千円（前期比3.5%増）となり、売上高は増加しました。また、営業利益は622,576千円（同10.9%増）、経常利益は652,010千円（同13.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は406,790千円（同5.6%増）となりました。

【セグメント別の業績】

不動産流通事業

不動産売上高においては、自社企画投資用不動産であるレーガペーネ泉町（茨城県水戸市）、レーガペーネ土浦川口（茨城県土浦市を中心に、中型投資用物件、土地、戸建、区分所有建物の仕入れ、販売が好調に推移し、前期を上回る結果となりました。また、仲介事業収益について賃貸は、新型コロナウイルス感染症により、企業の人事異動への影響はあったものの、前期売上を上回る結果となりました。販売においては、戸建を中心に販売が好調に推移し、前期売上を大きく上回る結果となっております。

これらの結果、不動産流通事業の売上高は5,444,406千円(前期比3.4%増、セグメント利益は547,458千円(同2.2%増)となりました。

不動産管理事業

不動産管理事業については、当社の安定的な収益基盤ではありますが、賃貸事業収益においては、前年売上を下回っております。要因として自社不動産の新規取得の遅れがあげられますが、コインパーキングは、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に稼働率が低下したものの運営台数が1,192台となったことから、前期売上を上回り回復傾向となっております。一方、コインランドリーについては、空きテナントを所有するオーナーへの提案商品として、自社において運営を行ってまいりましたが、魅力ある商品として今後、収益性の改善を図ることは難しいと判断し、当該事業からの撤退をいたしました。また、賃貸管理戸数が20,444戸、駐車場台数8,505台となったことから、管理事業収益については前期売上を大きく上回る結果となりました。その他、太陽光売電収益については順調に推移しております。

これらの結果、不動産管理事業の売上高は2,354,743千円(前期比3.7%増)、セグメント利益は751,412千円(同16.5%増)となりました。

事業別	期別	第39期		第40期(当期)		前期比(%)
		売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	
不動産流通事業		5,265,270	69.9%	5,444,406	69.8%	3.4%
不動産管理事業		2,270,603	30.1%	2,354,743	30.2%	3.7%
合計		7,535,873	100.0%	7,799,150	100.0%	3.5%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は182,484千円であります。主な内訳は、土地の増加額100,695千円、機械及び装置の増加額27,371千円であります。賃貸事業のコインパーキング収入増加を図るため、茨城県水戸市の土地を取得いたしました。

また、当連結会計年度において、コインランドリー設備の売却を行い、固定資産売却益855千円及び固定資産売却損28,405千円を計上しております。

なお、当社グループは資産をセグメントに配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、販売用不動産として汐留ビル（東京都港区）及びレーガベネ白梅（茨城県水戸市）他総額1,556,500千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題について、その内容と対処方針等は以下のとおりです。

① 自社企画投資用不動産の強化

当社グループは、自社企画投資用不動産であるLEGA BENE（レーガベーネ）の継続的な商品化を行っております。今後においても商品の販売、仲介、販売後の管理により売上の確保と管理戸数の拡大を目指してまいります。借主や投資家双方に魅力ある商品作りをするにあたり、建築費から受ける影響は大きく、広いエリアにおいて商品化ができていないことが課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社グループは、エリアの店舗を中心に地域に根ざした営業活動を通じて商品開発用地の情報収集に努めるほか、金融機関等との関係を強化し、自社企画投資用不動産の用地の確保をいたします。

② ドミナント出店による拡大

当社グループは、茨城県内に18店舗、千葉県柏市と東京都台東区にそれぞれ1店舗の計20店舗での営業展開を行っておりますが、ドミナント展開のされていないエリアがあり、広域的な顧客へのニーズに十分に対応されていないことが課題であります。

この課題を克服するために、エリアの出店予定地の情報を入手し、各地域において、ドミナント出店を確立し、エリアでの市場占有率の向上を目指します。

③ 空き家に関する対応

国内においては、人口減少から空き家が増加しており、今後世帯数の減少が予測される中、空き家問題はますます深刻になると考えられます。

これらの空き家問題を克服するため、当社グループではエリアの店舗を中心に地域に根ざした営業活動を通じて顧客の空き家（遊休地）に対し、リースバック、買取や各商品（投資用不動産、宅地造成、コインパーキング、トランクルーム、太陽光等）の有効活用提案、及びジャストサービス株式会社によるリノベーションでの資産価値の向上等、多角的な提案営業により、空き家化の防止と流通促進を目指してまいります。

④ 人材の確保と育成

当社グループは、今後のエリア及び事業拡大に合わせ、優秀な人材を継続的に採用、教育することが課題であると認識しております。

この課題を克服するために、当社グループは、事務や営業スタッフの業務の標準化により効率的な業務遂行を可能とし、社内外の教育や研修の充実により従業員の資質向上を図っております。また、他部署間での異動やグループ間の出向制度を利用し、不動産に関する総合的な提案型営業スタッフの育成及び店舗格差を無くしサービスを平準化することを推進しております。

⑤ コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの強化

当社グループの継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの強化に取り組むことが課題であると認識しております。

これらの課題を克服するために、内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、コーポレート・ガバナンスコードに沿った企業体制の構築に積極的に取り組んでまいります。また、コンプライアンスの強化については、コンプライアンス委員会における法令遵守に対する意識向上維持に努めるとともに今後も更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、最善の経営体制を目指して強固な内部統制機能の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

⑥ リスク管理体制の強化

当社グループが、事業を継続し、成長するために、自然災害や感染症の流行、情報セキュリティの不備等、多岐にわたる事業に関するリスクの回避、迅速な対応や再発防止が重要な課題であると認識しております。これらの課題を克服するため、リスク管理委員会は想定しうるリスクへの対応策を事前に検討し、リスクが財政状態及び経営成績に与える影響を最小限に抑える体制の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2017年度 第37期	2018年度 第38期	2019年度 第39期	2020年度 第40期
売 上 高 (千円)	5,328,500	6,248,170	7,535,873	7,799,150
経 常 利 益 (千円)	504,869	562,969	572,779	652,010
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	327,168	371,011	385,340	406,790
1株当たり当期純利益 (円)	326円42銭	284円61銭	295円00銭	307円25銭
総 資 産 (千円)	8,069,582	9,209,206	9,068,055	9,548,049
純 資 産 (千円)	2,648,954	2,925,155	3,276,801	3,633,751
1株当たり純資産額 (円)	2,032円50銭	2,240円98銭	2,501円56銭	2,714円48銭

(注1) 当社は、2018年5月31日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。
2017年度(第37期)の期首に当該株式分割が行われたとして、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注2) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第38期から適用しており、第37期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社KASUMIC	99,459千円	100%	不動産流通事業 不動産管理事業
ジャストサービス株式会社	80,000千円	100%	不動産流通事業 不動産管理事業

(7) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業名	主な事業内容
不動産流通事業	賃貸・売買不動産の仲介、中古物件の買取再販、不動産商品の企画販売事業
不動産管理事業	自社不動産の賃貸、借上不動産の転貸、太陽光発電による売電、コインパーキングの運営による事業

(8) 主要な事業所等 (2021年9月30日現在)

会社名・事業所		所在地
当社	本社	茨城県水戸市南町二丁目4番33号
	南町オフィス	茨城県水戸市南町二丁目4番39号
	駅南支店	茨城県水戸市城南一丁目7番27号
	50号バイパス支店	茨城県水戸市笠原町1251番地3
	茨大前支店	茨城県水戸市袴塚三丁目6番26号
	赤塚駅前支店	茨城県水戸市姫子二丁目352番地28
	県庁南大通り支店	茨城県水戸市笠原町416番地7
	ひたちなか支店	茨城県ひたちなか市東石川二丁目1番13号
	市毛支店	茨城県ひたちなか市市毛895番地1
	東海支店	茨城県那珂郡東海村舟石川駅西二丁目6番11号
	日立支店	茨城県日立市助川町一丁目14番12号
	日立南支店	茨城県日立市森山町三丁目1番27号
	つくば支店	茨城県つくば市東新井19番地7
	つくば研究学園支店	茨城県つくば市研究学園五丁目2番5号ウィステリア1階
	つくば天久保支店	茨城県つくば市天久保三丁目9番1号
	東京支社	東京都台東区上野六丁目16番10号
株式会社 KASUMIC	本社	茨城県つくば市桜一丁目22番地
	土浦店	茨城県土浦市港町一丁目8番32号
	牛久店	茨城県牛久市田宮三丁目10番9号
	柏の葉キャンパス店	千葉県柏市若柴174番地
ジャストサービス株式会社		茨城県水戸市南町二丁目4番39号

(9) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223名 (80名)	4名増 (8名増)	38.1歳	7年9ヶ月

(注1) ()内については臨時従業員を外数で記載しております。

(注2) 平均年齢及び平均勤続年数には臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借入先	借入額
水戸信用金庫	1,948,280千円
株式会社筑波銀行	462,900千円
株式会社常陽銀行	370,060千円
株式会社東日本銀行	134,000千円
株式会社千葉銀行	130,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

（1）発行可能株式総数 3,952,000株

（2）発行済株式の総数 1,338,700株（自己株式45株を含む）

（3）株主数 703名

（4）大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
薄井宗明	480,000	35.85
菅原敏道	106,000	7.91
アイエスジー株式会社	44,500	3.32
門田洋	35,000	2.61
奥村学	30,000	2.24
水戸信用金庫	30,000	2.24
金子哲広	26,500	1.97
吉岡裕之	26,300	1.96
菊本真透	26,000	1.94
諫山哲史	21,000	1.56

（5）その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数が28,750株増加しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年5月16日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1株につき1,012円
- ③新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約書」で定めるところによる。

- ④新株予約権の行使期間 2019年5月17日から2027年5月16日まで
- ⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	90個	普通株式 4,500株	3人
監査役	10個	普通株式 500株	1人

(注) 2018年4月17日開催の取締役会決議により、2018年5月31日をもって1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	薄井 宗明	経営全般
専務取締役	菅原 敏道	経営全般 ジャストサービス株式会社 代表取締役
常務取締役	金子 哲広	営業全般 第一営業本部長兼第三営業本部長
取締役	神長 春美	第四営業本部長
取締役	中野 大輔	経営管理本部長
取締役	須能 享	第二営業本部長
取締役	加藤 雅之	株式会社軽子坂パートナーズ 代表取締役 茨城税理士法人 統括代表社員 関東鉄道株式会社 取締役
常勤監査役	山崎 朝一郎	
監査役	星出 光俊	新井・小口・星出法律事務所 弁護士
監査役	倉谷 祐治	興亜監査法人 業務執行社員

(注1) 取締役加藤雅之氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役星出光俊氏並びに倉谷祐治氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役星出光俊氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を通じ、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 監査役倉谷祐治氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注6) 当事業年度中に新たに就任した取締役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	就 任 年 月 日
取 締 役	須 能 享	2020年12月25日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。補填の対象は、法律上の損害賠償金、訴訟費用としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等については、補填の対象外としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の基本方針は持続的な発展に向けて各役員の職務を通じての貢献を生み出すものであること、報酬決定プロセスは透明性・客観性を持ったものであることとしており、取締役の報酬額は、2018年12月26日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、役員本人の成果・実態等を考慮して総合的に勘案の上、算出しております。また、報酬は固定報酬及び退職慰労金で構成されており、業績連動報酬、非金銭報酬は採用しておりません。

また、当事業年度の取締役の報酬等は、2020年12月25日開催の臨時取締役会にて議長に一任する旨を決定しており、議長は取締役の個人別報酬の妥当性を社外取締役と協議し決定しております。なお、監査役の報酬の額は、2017年3月17日開催の臨時株主総会で決議された報酬総額の範囲におきまして、監査役で協議しております。当事業年度の監査役の報酬については、2020年12月25日開催の臨時監査役会において協議し決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年12月26日の定時株主総会において年額180,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年3月17日の臨時株主総会において年額12,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議により一任をされ委任を受けた議長である代表取締役薄井宗明が、上記の決定方針に基づき決定します。

その権限の内容は、取締役の固定報酬の算定であり、権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や、当社の経営状況等を最も熟知しており、各取締役の成果・実態等を考慮した総合的な評価ができると判断したためであります。

また、決定案については社外取締役に諮問を行い、社外取締役は総合的な検討を行った上で必要な意見を述べ、決定の際にはその意見を最大限尊重することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人 数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外 取締役)	100,070千円 (1,783千円)	105,374千円 (1,783千円)	—	△5,304千円 (—)	7名 (1名)
監 査 役 (うち社外 監査役)	9,373千円 (3,566千円)	9,373千円 (3,566千円)	—	—	3名 (2名)

(注1) 期末日現在の取締役は7名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

(注2) 上記支給額その他、2020年12月25日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して13,005千円を支払っております。

(注3) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。また、金額がマイナスになっている要因は、当事業年度に実施した規程改定によるものであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	加藤 雅之	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回(87%)出席し、公認会計士及び税理士としての専門的知識、経験、知見に基づき、当社の営業活動、財務活動にわたり助言・提言をし、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	星出 光俊	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)出席し、弁護士としての専門的知識、経験、知見に基づき適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回(100%)出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	倉谷 祐治	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回(100%)出席し、公認会計士としての専門的知識、経験、知見に基づき適宜必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回(100%)出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 28,000千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を取締役会で決定します。
- ② 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
- ③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行います。
- ④ 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存します。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。
- ② 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めます。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役経営管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持いたします。
- ② 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築します。
- ③ 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「役職員行動指針」を定めております。
- ④ 当社は、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査室・弁護士）に相談・申告できる「公益通報窓口」を設置しており、事態の迅速な把握と是正に努めます。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、取締役経営管理本部長をリスク管理の総括責任者とする、リスク管理委員会を設置しており、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築します。

② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めます。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、取締役経営管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行います。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。

② 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会以外にも経営者会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けております。

② 監査役は稟議上、契約上、その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができます。

③ 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告しなければなりません。

④ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告しなければなりません。

(9) 当社の監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ前項の報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、その報告をもって不利な取り扱いをいたしません。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社の監査役の監査に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にします。

② 監査のために必要な費用の前払または償還は速やかに行います。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施します。

② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

(12) 財務報告の信頼性を確保する体制

① 当社の財務報告に係る内部体制については、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価維持改善を行います。

② 各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正の確保に努めます。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、「反社会的勢力対策規程」において基本原則を定め、その旨を取締役及び使用人に周知徹底しております。

① 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、当社グループの社会的責任を強く認識し本規定に基づき、反社会的勢力による不当要求に対して組織全体で対応します。

② 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と密接に連携します。

③ 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。

④ 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

⑤ 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、資金提供や利益供与等は絶対に行いません。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「一．私たちは、お客様満足度No.1企業を目指します。一．私たちは、働く私たちの幸福No.1企業を目指します。一．私たちは、社会との調和を重んじ地域発展に貢献するとともに、関係する人々に信頼される企業を目指します。」を企業理念としており、この企業理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置付けております。この方針を充実・機能させるために取締役経営管理本部長を委員長とする社内横断的なコンプライアンス委員会を月1回、及びリスク管理委員会を3カ月に1回の頻度で開催しており、かつ内部監査により法令順守状況を定期的にチェックしております。また、財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制を整備・運用しており、全社統制をはじめ、各業務プロセスについて有効性を確認しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

2021年9月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	(4,872,332)	流動負債	(3,228,839)
現金及び預金	1,642,335	買掛金	106,434
売掛金	131,908	短期借入金	1,389,400
販売用不動産	570,496	1年内返済予定の長期借入金	460,004
仕掛販売用不動産	2,194,945	リース債務	5,403
貯蔵品	5,804	未払金	122,754
前払費用	59,834	未払費用	37,253
その他	288,214	未払法人税等	95,416
貸倒引当金	△21,206	未払消費税等	120,446
		前受金	60,638
		預り金	709,782
固定資産	(4,178,066)	賞与引当金	84,089
有形固定資産	(2,906,964)	その他	37,216
建物	461,569	固定負債	(2,303,786)
構築物	80,807	長期借入金	1,387,336
機械及び装置	807,135	リース債務	4,000
工具、器具及び備品	19,285	長期預り敷金	594,159
土地	1,530,877	役員退職慰労引当金	138,416
リース資産	7,289	退職給付引当金	174,902
		資産除去債務	4,971
無形固定資産	(89,156)		
借地権	31,000	負 債 合 計	5,532,625
ソフトウェア	48,315	【純資産の部】	
その他	9,841	株主資本	(3,473,947)
投資その他の資産	(1,181,945)	資本金	363,277
投資有価証券	108,213	資本剰余金	264,477
関係会社株式	397,200	資本準備金	264,477
出資金	11,063	利益剰余金	2,846,256
関係会社長期貸付金	416,000	利益準備金	7,931
敷金	24,497	その他利益剰余金	2,838,324
長期前払費用	124,776	特別償却準備金	32,583
繰延税金資産	89,332	別途積立金	5,000
その他	35,884	繰越利益剰余金	2,800,741
貸倒引当金	△25,021	自己株式	△63
		評価・換算差額等	(43,826)
		その他有価証券評価差額金	43,826
		純 資 産 合 計	3,517,773
資 産 合 計	9,050,399	負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,050,399

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2020 年 10 月 1 日から
至 2021 年 9 月 30 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,046,154
売 上 原 価		4,247,762
売 上 総 利 益		2,798,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,213,117
営 業 利 益		585,274
営 業 外 収 益		
受取利息	4,524	
受取配当金	3,035	
受取保険金	14,787	
受取手数料	4,470	
保険解約返戻金	10,556	
その他	14,167	51,541
営 業 外 費 用		
支払利息	19,372	
和解金	4,494	
その他	784	24,651
経 常 利 益		612,164
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	855	
有 価 証 券 売 却 益	7,209	8,064
特 別 損 失		
固定資産売却損	28,405	
有価証券売却損	1,309	
固定資産除却損	290	
減損損失	25,110	55,116
税 引 前 当 期 純 利 益		565,112
法人税、住民税及び事業税	189,125	
法人税等調整額	△11,000	178,125
当 期 純 利 益		386,987

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2020 年 10 月 1 日から
至 2021 年 9 月 30 日まで

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	348,729	249,929	249,929	7,931	51,308	5,000	2,470,092
当期変動額							
新株の発行	14,547	14,547	14,547				
剰余金の配当							△75,064
当期純利益							386,987
特別償却準備金 の取崩					△18,725		18,725
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	14,547	14,547	14,547	—	△18,725	—	330,648
当期末残高	363,277	264,477	264,477	7,931	32,583	5,000	2,800,741

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,534,333	△63	3,132,928	47,696	47,696	3,180,625
当期変動額						
新株の発行			29,095			29,095
剰余金の配当	△75,064		△75,064			△75,064
当期純利益	386,987		386,987			386,987
特別償却準備金 の取崩	—		—			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				△3,870	△3,870	△3,870
当期変動額合計	311,923	—	341,018	△3,870	△3,870	337,147
当期末残高	2,846,256	△63	3,473,947	43,826	43,826	3,517,773

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	3～15年
機械及び装置	13～17年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 販売用不動産等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度 (単位：千円)
販売用不動産	570,496
仕掛販売用不動産	2,194,945
売上原価(たな卸資産評価損)	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 1. 販売用不動産等の評価(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	当事業年度 (単位：千円)
有形固定資産	2,906,964
無形固定資産	89,156
減損損失	25,110

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報

「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2. 固定資産の減損損失(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

有形固定資産のうち465,724千円を所有目的の変更により、販売用不動産に振替えております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	174,543千円
建物	74,220 "
構築物	12,579 "
機械及び装置	281,769 "
工具、器具及び備品	610 "
土地	159,893 "
計	701,616千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	117,408千円
1年内返済予定の長期借入金	572,612 "
計	690,020千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,316,978千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	181,366千円
短期金銭債務	23,090千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	10,836千円
仕入高	36,390千円
販売費及び一般管理費	94,644千円
営業取引以外の取引高	5,788千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	45株
------	-----

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
貸倒引当金繰入超過額	14,146
貸倒損失	1,916
退職給付引当金	53,520
賞与引当金	25,731
役員退職慰労引当金	42,355
固定資産減損損失	12,219
資産除去債務	1,521
未払事業税等	6,095
その他	19,548
繰延税金資産小計	177,054
評価性引当額	△53,878
繰延税金資産合計	123,175

繰延税金負債	(単位：千円)
その他有価証券評価差額金	△18,639
特別償却準備金	△14,366
その他	△836
繰延税金負債合計	△33,843
繰延税金資産純額	89,332

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 K A S U M I C	所有 直接 100%	役員 の 派遣	資金の貸付	140,000	その他 流動資産	164,000
				貸付金回収	104,000	関係会社 長期 貸付金	416,000
				利息の受取 (注)	4,328	—	—

(注)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,627円84銭
- 1株当たり当期純利益 292円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

(連結子会社の吸収合併)

「連結子会社の吸収合併」に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月18日

香陵住販株式会社 監査役会

常勤監査役 山 崎 朝一郎 ㊟

社外監査役 星 出 光 俊 ㊟

社外監査役 倉 谷 祐 治 ㊟

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

香陵住販株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、香陵住販株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上